

税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

日本国政府及び欧州共同体（以下「両締約者」という。）は、

日本国と欧州共同体（以下「共同体」という。）との間の商業関係の重要性を考慮し、また、このような関係の調和的発展及び両締約者の利益に寄与することを希望し、

この目的を達成するために、税関協力の発展のための約束が存在すべきであることを信じ、

税関手続に関する両締約者間の税関協力の発展に留意し、

関税法令違反に該当する活動が、両締約者の経済上、財政上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、また、関税その他の税の正確な査定を確保することの重要性を認識し、

税関当局間の協力が、このような活動に対する措置を一層効果的なものとし得ることを確信し、

貿易円滑化を促進する上での税関当局の重要な役割及び税関手続の重要性を認識し、

知的財産権の侵害の防止における税関の措置及び協力についての両締約者の高い水準での決意に留意し、

両締約者が既に受諾し、又は適用する国際条約に基づく義務及び世界貿易機関が行う税関に関連する活動

に留意し、

千九百五十三年十二月五日付けの相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

千九百九十一年の日本国と欧州共同体及びその構成国との関係に関する共同宣言が、双方の関係のための一般的指針を提供し、及びその関係の更なる発展のための手続目標を設定したので、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「関税法令」とは、日本国又は共同体の法令であつて、物品の輸入、輸出及び通過を規律し、並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くもの（税関当局の権限の範囲内において禁止し、制限し、及び規制する措置を含む。）をいう。

(b) 「締約者の法令」及び「各締約者の法令」とは、文脈により、日本国の法令又は共同体の法令をいう。

(c) 「税関当局」とは、日本国にあつては財務省、共同体にあつては税関に係る事項に責任を有する欧州委員会の権限のある機関及び共同体の構成国の税関当局をいう。

(d) 「申請当局」とは、この協定に基づき支援を要請する一方の締約者の税関当局をいう。

(e) 「被要請当局」とは、この協定に基づき支援の要請を受領した一方の締約者の税関当局をいう。

(f) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関するすべての情報をいう。

(g) 「関税法令違反に該当する活動」とは、関税法令に対する違反又はその未遂をいう。

(h) 「者」とは、自然人、法人又は各締約者の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有しないその他の団体であつて、物品の輸入、輸出又は通過を行うものをいう。

(i) 「情報」とは、データ、文書、報告その他のあらゆる形式の連絡（それらの電子的写しを含む。）をいう。

第二条 領域的な適用範囲

この協定は、一方において日本国の関税法令が施行されている日本国の領域及び他方において欧州共同体を設立する条約が同条約に定める条件の下に適用される領域に適用する。

第三条 実施

この協定は、両締約者により、それぞれの締約者の法令に従って、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第四条 協力の範囲

- 1 この協定において、税関協力は、関税法令が適用されるすべての事項を対象とする。
- 2 両締約者は、税関当局を通じて、税関協力を発展させる。特に、両締約者は、次の事項について協力する。
 - (a) 確実かつ迅速な情報交換を促進するため、それぞれの税関当局間の連絡経路を設け、及び維持すること。
 - (b) それぞれの税関当局間の効果的な調整を促進すること。
 - (c) その他のこの協定に関する行政事項であって両締約者の共同行動を随時必要とするもの
- 3 両締約者は、国際的な基準に従って税関分野における貿易円滑化措置を発展させるため、税関当局を通じて協力を努める。

第五条 支援の範囲

1 両締約者は、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、かつ、この協定が定める方法及び条件に従い、特に関税法令違反に該当する活動を防止し、調査し、及びこれに対応することにより関税法令の適正な適用を確保するため、税関当局を通じて相互に支援する。

2 この協定に基づく税関に係る事項における支援については、この協定を適用する権限を有する両締約者の税関当局間で提供する。当該支援は、国際協定又はそれぞれの締約者の法令に基づく刑事問題に関する相互支援に係るいずれの締約者の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。また、当該支援は、司法当局の要請により行使された権限の下で入手された情報を対象としない。

3 この協定は、関税、租税又は罰金を回収するための支援を対象としない。

第六条 他の国際協定との関係

1 この協定の規定は、他の国際協定に基づくいずれの締約者の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

2 1の規定にかかわらず、日本国と共同体の各構成国との間で締結されている、又は締結される税関協力

及び相互行政支援に関する二国間協定の規定がこの協定の規定と両立しない場合には、その限りにおいて、この協定の規定が優先する。

3 この協定の規定は、この協定に基づいて入手した情報であって共同体の利益となり得るものについての欧州委員会の権限のある機関と共同体の構成国の税関当局との間の連絡を規律する共同体の規定に影響を及ぼすものではない。

第二章 税関協力

第七条 税関手続における協力

両税関当局は、物品の正当な移動を円滑化するため、この協定の規定に従い、情報及び専門知識であって税関技術及び手続を改善するための措置並びにコンピュータ・システムに関するものを交換する。

第八条 技術協力

両税関当局は、この協定の規定に従い、相互に技術協力を提供することができるものとし、税関技術及び手続を改善するための措置並びにこれらの目的を達成するためのコンピュータ・システムに関する人員の交流及び専門知識の交換を行うことができる。

第九条 国際機関における協議

両税関当局は、関税協力理事会、世界貿易機関等の関連する国際機関の枠内での税関に係る事項に関する議論を促進するため、共通の関心事項に関する協力を発展させ、及び強化するよう努める。

第三章 相互行政支援

第十条 要請に基づく支援

1 被要請当局は、申請当局の要請に応じ、申請当局側の締約者の関税法令の適正な適用を確保することを可能にし得るすべての関連する情報（関税法令違反に該当する活動又は該当し得る活動として発見され、又は計画されたものに関する情報を含む。）を提供する。特に、被要請当局は、要請に応じ、申請当局側の締約者の関税法令違反に該当する活動となるおそれがある活動に関して有する情報（例えば、不正確な税関申告及び原産地証明書、仕入書その他の文書であって不正確又は虚偽であると知られ、又は疑われているもの）を提供する。

2 被要請当局は、申請当局の要請に応じ、次に掲げる事実を通報する。

(a) 物品に適用する税関手続を適当な場合には特定するとともに、一方の締約者の領域から輸出された当

該物品が他方の締約者に適正に輸入されているか否か。

- (b) 物品に適用する税関手続を適当な場合には特定するとともに、一方の締約者の領域に輸入された当該物品が他方の締約者から適正に輸出されているか否か。

3 被要請当局は、申請当局の要請に応じ、被要請当局側の締約者の法令の範囲内で、次の事項について情報を提供し、及び特別な監視を行う。

- (a) 申請当局側の締約者の関税法令違反に該当する活動に関与している、又は関与していたと信ずるに足る合理的な理由がある者

- (b) 申請当局側の締約者の関税法令違反に該当する活動に使用することを意図したと信ずるに足る合理的な理由があるような方法により、物品が蔵置され若しくは収集された場所、又は蔵置され若しくは収集される可能性のある場所

- (c) 申請当局側の締約者の関税法令違反に該当する活動に使用することを意図したと信ずるに足る合理的な理由があるような方法により、輸送される物品又は輸送される可能性のある物品

- (d) 申請当局側の締約者の関税法令違反に該当する活動に使用することを意図したと信ずるに足る合理的

的な理由があるような方法により、使用される輸送手段又は使用される可能性のある輸送手段

第十一条 自発的な支援

両締約者は、自己の発意により、かつ、それぞれの法令に従い、関税法令の適正な適用のために必要であると考える場合には、特に他の締約者の経済、公衆衛生、公共の安全又はこれらに類する重要な利益に実質的な損害を与え得るときは、特に次のものに関して入手した情報を提供することによって、相互に支援を行う。

(a) 他の締約者が関心を有する可能性があり、かつ、関税法令違反に該当する活動又はそのように認められる活動

(b) 関税法令違反に該当する活動の遂行に用いられる新たな手段又は方法

(c) 関税法令違反に該当する活動に関係することが知られている物品

(d) 関税法令違反に該当する活動に関与している、又は関与していたと信ずるに足りる合理的な理由がある者

(e) 関税法令違反に該当する活動に使用されていた、使用されている、又は使用される可能性があると思

ずるに足りる合理的な理由がある輸送手段

第十二条 支援の要請の形式及び内容

1 この協定に基づく要請は、書面によって行う。この要請には、その要請の履行を可能とするために必要な文書を添付する。緊急な事情により必要な場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、直ちに書面によって確認されなければならない。

2 1の規定に従って行う要請には、次の情報を含めるものとする。

- (a) 申請当局
- (b) 要請する措置
- (c) 要請の目的及び理由
- (d) 調査の対象となる者に関する可能な限り正確かつ包括的な記述
- (e) 関連事実及び既に実施された調査の概要
- (f) 関連する法的要素

3 要請は、被要請当局及び申請当局の双方にとって受入れ可能な言語によって行う。この要件は、必要な

範囲内で、1の規定に基づく要請に添付する文書についても適用することができる。

- 4 要請が1から3までに規定する形式的な要件を満たしていない場合には、被要請当局は、それを訂正し、又は完成するよう求めることができるものとし、その間予防措置を講ずることができる。

第十三条 要請の実施

- 1 被要請当局は、支援の要請に応ずるため、その権限及び利用可能な資源の範囲内で、既に有する情報を提供すること、適当な調査を実行すること又は調査が実行されるための手配を行うことにより、すべての合理的な措置をとる。

- 2 支援の要請は、被要請当局側の締約者の法令に従って実施される。

- 3 正当に指定を受けた申請当局の職員は、被要請当局の同意を得て、かつ、被要請当局が定める条件に従い、申請当局がこの協定の目的のために必要とする関税法令違反に該当する活動又はこれに該当し得る活動に関連する情報を入手するため、被要請当局の事務所内に立ち入ることができる。

- 4 正当に指定を受けた申請当局の職員は、被要請当局の同意を得て、かつ、被要請当局が定める条件に従い、被要請当局の管轄の下で行われる特定の事案に関する質問に立ち会うことができる。

5 申請当局は、要請が実施されない場合には、その旨を理由を記した書面とともに速やかに通知される。当該書面には、被要請当局が申請当局にとって支援となり得ると考える関連する情報を添付することができる。

6 被要請当局は、申請当局の要請に応じ、かつ、適当と認める場合には、申請当局との調整のため、支援の要請に応じて措置をとる時期及び場所を申請当局に通報する。

第十四条 情報の提供形式

1 被要請当局は、調査の結果を、関連文書その他の物品とともに、書面により申請当局に提供する。

2 この情報は、電算化した形式とすることができる。

第十五条 支援提供義務に対する例外

1 被要請当局側の締約者は、この協定に基づく支援が日本国又は共同体の構成国の主権、安全、公共政策又は次条2に規定するようなその他の重大な利益を侵害すると考える場合には、支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。

特に、各締約者は、秘密の保持又は情報の使用目的の制限に関して自己の要請する保証を他方の締約者が

ら得ることができない場合には、当該他方の締約者に提供する情報を限定することができる。

2 被要請当局は、要請された支援の実施が現に行われている調査（関連法執行機関による捜査を含む。）
訴追又は司法上若しくは行政上の手続を妨げることを理由として、その支援の実施を保留することができ
る。この場合には、被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するた
め、申請当局と協議する。

3 申請当局は、自己が要請されたときは提供することができない支援を要請する場合には、その要請の中
でその事実について注意を喚起する。その場合において、当該要請にいかに対応するかについては、被要
請当局が決定する。

4 1及び2に規定する場合において、被要請当局の決定及びその理由は、不当に遅滞することなく申請当
局に提供されなければならない。

第十六条 情報交換及び秘密

1 この協定に従って提供されるいかなる形式のいかなる情報も、それぞれの締約者の法令に従って秘密の
ものとして取り扱うものとし、情報を入手した税関当局側の締約者の関連法令及び共同体の当局に適用さ

れる相当する規定の下で同様の情報に与えられている保護を享受する。ただし、情報を提供した締約者が当該情報の開示に事前の同意を与えた場合は、この限りでない。

2 個人情報については、個人情報を入手する締約者が、それを提供する締約者においてこのような特定の事案に適用する方法と少なくとも同等の方法で個人情報を保護することを約束する場合に限り、交換することができない。個人情報を提供する締約者は、自己の管轄の下で適用される要件よりも重い要件を要求してはならない。両締約者は、それぞれの法令（適当な場合には、共同体の構成国の法令を含む。）に関する情報を相互に提供する。

3 入手した情報は、専らこの協定の目的のために使用される。一方の締約者がその他の目的のために情報を使用することを希望する場合には、当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。そのような使用に当たっては、情報を提供した税関当局の定めるいかなる制限にも服するものとする。

4 3の規定は、この協定に従って入手した情報を、関税法令違反に該当する活動について事後に開始された行政手続において証拠として使用することを妨げるものではない。両締約者は、それぞれの証拠の記

録、報告及び証言並びに行政手続において、この協定の規定に従って入手した情報を証拠として使用することができる。当該情報を提供した税関当局は、そのような使用について通知される。

5 情報を入手した税関当局は、3の規定にかかわらず、当該情報を提供する税関当局が別段の通知をする場合を除くほか、この協定に従って入手した情報をその締約者の関連法執行機関に提供することができる。当該法執行機関は、関税法令の適正な適用のためにのみ当該情報を使用することができるものとし、この条及び次条に定める条件に服する。

6 この条の規定は、情報を入手した税関当局側の締約者の法令に基づいて義務付けられている限度において、情報が使用され、又は開示されることを妨げるものではない。情報を入手した税関当局は、可能な限り、当該情報を提供した税関当局に対し、開示について事前に通報する。情報を入手した締約者は、当該情報を提供した締約者との間で別段の合意をする場合を除くほか、適当な場合には、当該情報に係る第三者又は他の当局からの開示請求について、当該情報の秘密を保持し、及び個人情報情報を保護するため、自己の適用可能な法令の下ですべての利用可能な措置をとる。

第十七条 刑事手続

この協定に従って一方の締約者の税関当局から他方の締約者の税関当局に提供された情報は、当該他方の締約者により裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

第十八条 支援費用

- 1 それぞれの締約者がこの協定を実施するに当たって必要となる費用は、それぞれの締約者が負担する。
- 2 要請の実施中に、当該要請の実施を完了するために特別な性質の費用を要することが明らかとなった場合には、両締約者の税関当局は、当該要請の実施を継続し得る条件を決定するために協議する。

第四章 最終規定

第十九条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十条 協議

この協定の解釈又は実施に関するいかなる問題又は紛争も、両締約者間の相互の協議によって解決する。

第二十一条 税関協力合同委員会

1 この協定により、税関協力合同委員会を設置する。同委員会は、日本国財務省及び日本国外務省の職員並びに税関に係る事項に責任を有する共同体の職員により構成される。特例的な場合には、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約者の他の職員も含めることができる。この合同委員会は、両締約者の合意によって定める場所、時期及び議題をもって会合する。

2 税関協力合同委員会は、特に、次のことを行う。

- (a) この協定が適正に機能するよう配慮すること。
- (b) この協定の目的に従って税関協力に必要な措置をとること。
- (c) 税関協力に関する共通の関心事項（将来の措置及びそれらの措置のための資源を含む。）についての意見を交換すること。
- (d) この協定の目的を達成するための解決策を勧告すること。
- (e) 内部の手続規則を採択すること。

第二十二條 効力発生及び有効期間

1 この協定は、その発効に必要なそれぞれの手続を完了した旨を両締約者が相互に通知する外交上の公文

を交換する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約者の合意により、両締約者間の外交上の公文の交換を通じて改正することができ、改正は、両締約者が別段の合意をする場合を除くほか、1に定める条件と同様の条件で効力を生ずる。

3 それぞれの締約者は、他の締約者に対して書面による通知を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、当該他の締約者に対する通知を行った日から三箇月で効力を生ずる。この協定の終了の前に受領した支援の要請については、この協定の規定に従って完了させるものとする。

第二十三条 正文

この協定は、ひとしく正文である日本語、イタリア語、英語、エストニア語、オランダ語、ギリシャ語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、スロベニア語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、ハンガリー語、フィンランド語、フランス語、ブルガリア語、ポーランド語、ポルトガル語、マルタ語、ラトビア語、リトアニア語及びルーマニア語により本書二通を作成する。解釈に相違がある場合には、日本語及び英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年一月三十日にブリュッセルで、作成した。

日本国政府のために

欧州共同体のために

